安田町
第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和４年３月

高知県 安田町

目次

第１章　はじめに
１．計画策定の背景・趣旨 1
２．地域福祉の基本的な考え方 2
３．計画策定の視点 3
４．計画策定の留意事項 5
５．成年後見制度について 6
６．計画の位置づけと期間 7

第２章　現状と課題
１．町の現状 9
２．アンケートから見る住民意識 18
３．本計画における課題 25

第３章　計画の理念と体系
１．基本理念 26
２．基本目標 27
３．施策体系 28

第４章　施策の展開
基本目標１　地域福祉を支える人づくり 29
１－１　福祉のこころの醸成 29
１－２　福祉を支える担い手の育成 30
基本目標２　地域で支え合うつながりづくり 31
２－１　地域における連携と交流 31
２－２　自立支援と社会参加の促進 33
基本目標３　福祉サービスを利用しやすい環境づくり 34
３－１　相談支援体制の充実 34
３－２　福祉サービスの充実 35
基本目標４　誰もが安心して暮らせるまちづくり 36
４－１　地域の防災体制と感染症対策の推進 36
４－２　安全・安心な地域づくり 38
４－３　人にやさしい生活環境づくり 39
４－４　人権尊重の取り組みの推進 40
４－５　権利擁護の推進 41
４－６　再犯防止の取り組みの推進 42

第５章　計画の推進に向けて
１．計画の推進 43
２．計画の評価 43

第１章　はじめに

１．計画策定の背景・趣旨

国において、平成 12 年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成 29 年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

◆「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する国の動き◆

年月	内　容
平成 27（2015）年９月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告） 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成 28 年度予算）
平成 28（2016）年６月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
７月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
12 月	地域力強化検討会　中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成 29 年度予算）
平成 29（2017）年２月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
５月	社会福祉法改正案の可決・成立　→　６月　改正社会福祉法の公布
９月	地域力強化検討会　最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30（2018）年４月	改正社会福祉法の施行
令和元（2019）年５月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置

７月	地域共生社会推進検討会　中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ
令和２（2020）年３月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
６月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における重層的支援体制整備事業に関する改正規定は令和３年４月施行

本町の近年の状況として、総人口の減少に加え、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られるなかで、一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士で互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて、本町でも「地域福祉」に関する取り組みを一層推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、全ての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざす必要があります。

このようなことから、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進する「安田町第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定し、住民が安全・安心に生活できる地域共生社会の実現をめざします。

２．地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取り組みや活動のことですが、「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域の一員であることを認識しつつ、地域で安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことを言います。

課題を解決する取り組み方として、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

「地域福祉」の視点で見ると、これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、包括的な支援体制を整備することが求められており、行政や社会福祉法人安田町社会福祉協議

会（以下「社協」という。）をはじめ、各種団体や地域住民がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが重要です。

《自助・互助・共助・公助の関係性》

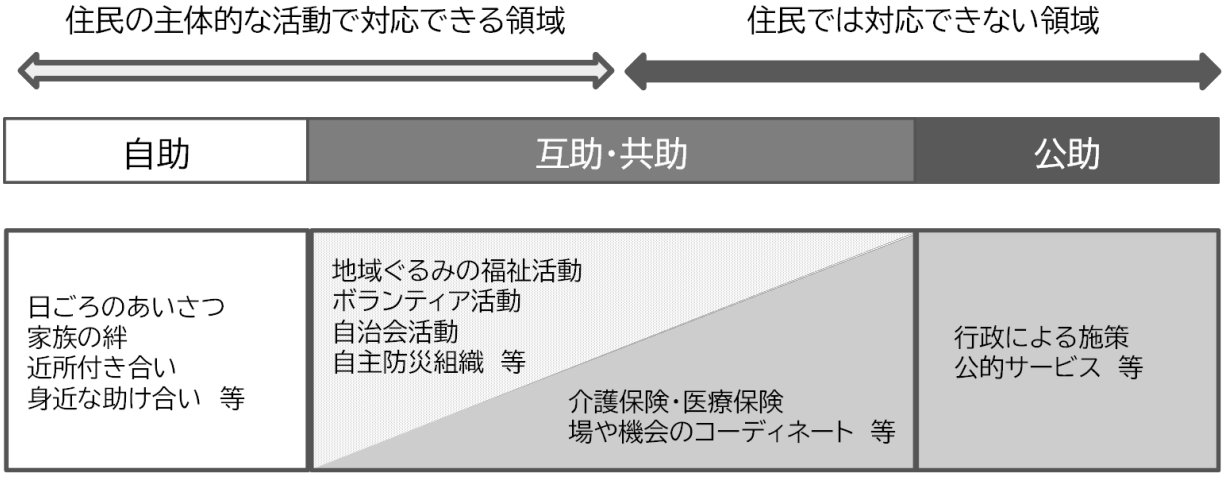

３．計画策定の視点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
●世帯の複合課題 ・高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」） ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」） ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯
●制度の狭間にある課題 ・制度の対象外や一時的なケース
●自ら相談に行く力がない ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
●地域の福祉力の脆弱化 ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少等による地域力の脆弱化
●新たな課題 ・成年後見等の権利擁護の必要性

これら国が示す現状と課題を踏まえて、平成 29 年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の５つが示されました。

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
　共通して取り組むべき事項
②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）

上記５つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本町では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進します。

４．計画策定の留意事項

社会福祉法第４条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合うなかで、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障がいのある人等を排除するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社協及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっています。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社協及び地域住民等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 重層的支援体制の整備

令和２年６月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本町においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援

体制を整備することで、いつまでも安心して暮らせる地域社会を築くことをめざします。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の４）の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要とされている。

▼高齢者・障がい者・子ども等、属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須とする。

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

５．成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、家庭裁判所によって親族や法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人等が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

本町においても、このような制度を必要とされる人が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定することとします。

６．計画の位置づけと期間

（１）計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、総合振興計画等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第４条に規定する地域福祉を推進するため、同法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、同法第 109 条に規定されている「地域福祉活動計画」、成年後見制度利用促進法第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第８条に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。

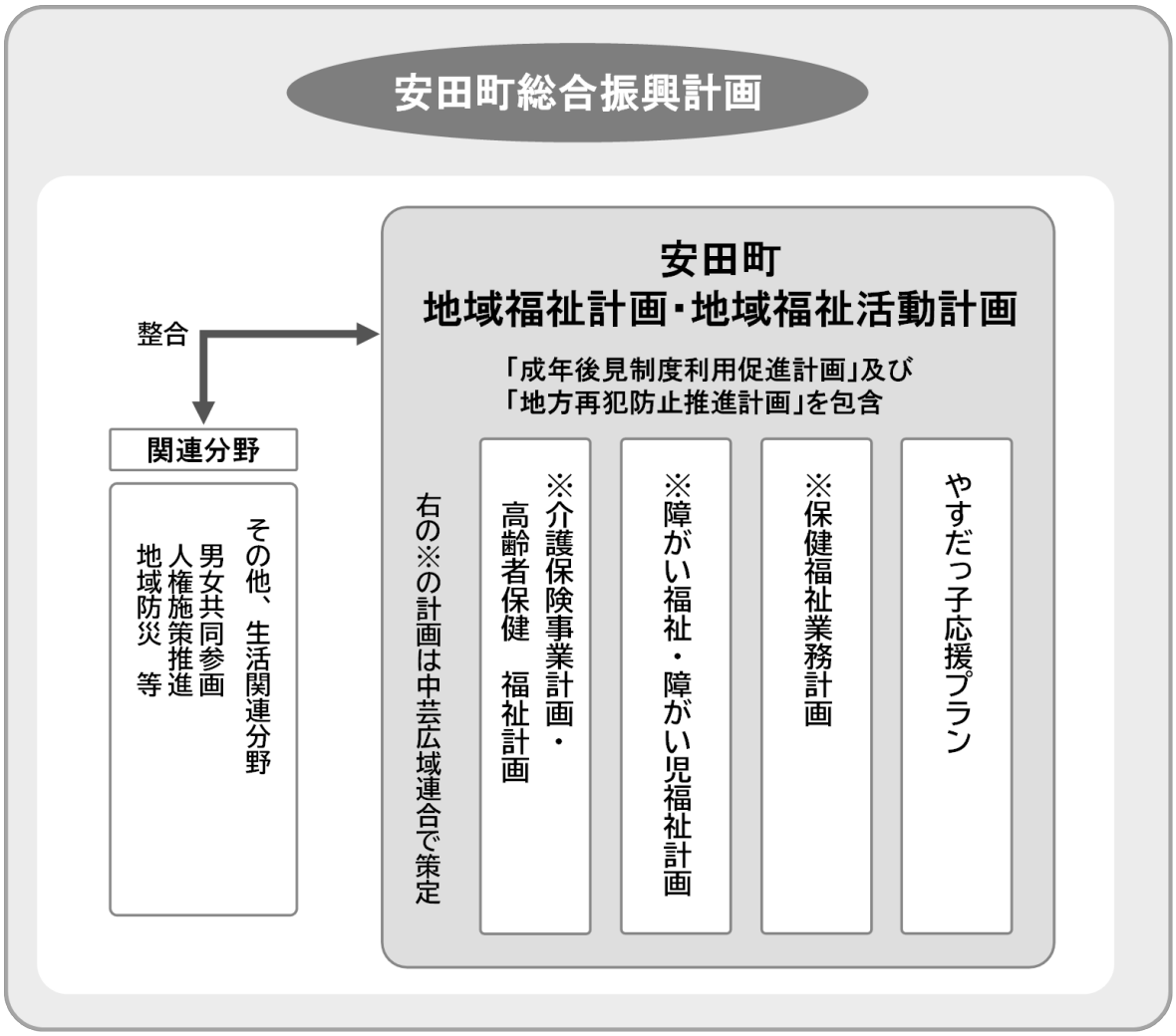

（２）計画の期間

本計画について、計画期間を令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

計画期間中においては、振り返りや PDCA サイクルを活用して取り組み状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)	令和８年度 (2026 年度)	令和９年度 (2027 年度)
「安田町第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画」					次期計画

第２章　現状と課題

１．町の現状

（１）人口の推移

年齢３区分別の人口の推移を見ると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加から減少に転じています。

◆人口の推移◆

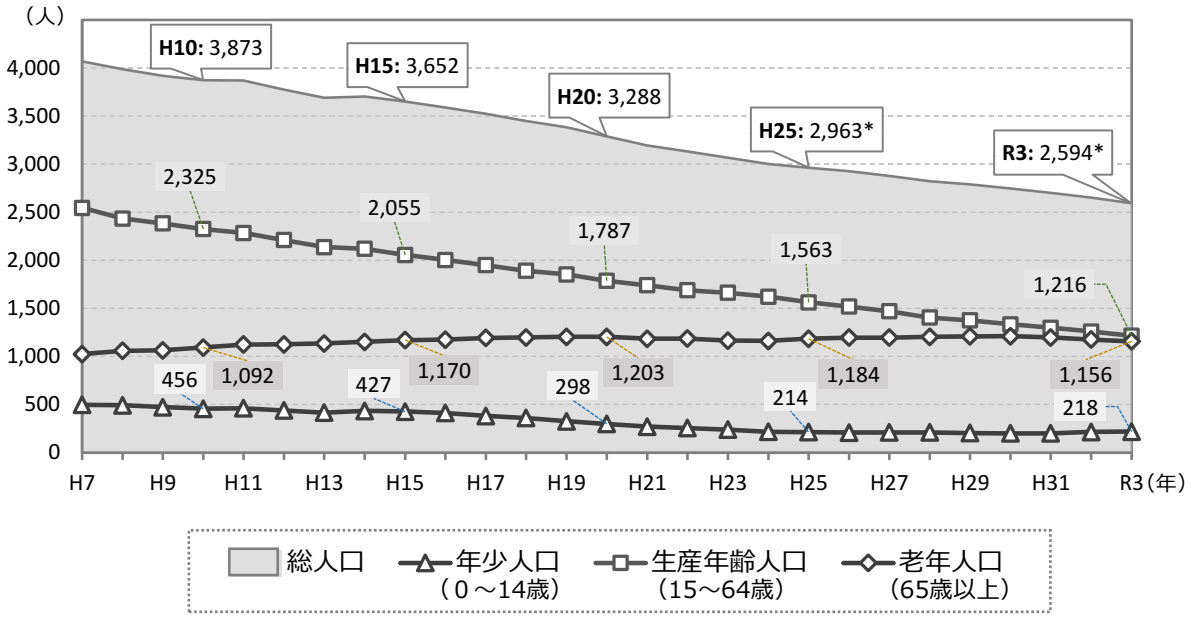

資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は各年３月 31 日現在、H26～は各年１月１日現在
*H25 および R3 は、外国人住民数が非公表または年齢不詳者があるため年齢３区分別の人口合計と総人口が一致しない

（２）人口の構成

全国と比べて、男女ともに 0～54 歳の割合が低く、55 歳以上の割合は高くなっています。

◆人口の構成（５歳区分）◆

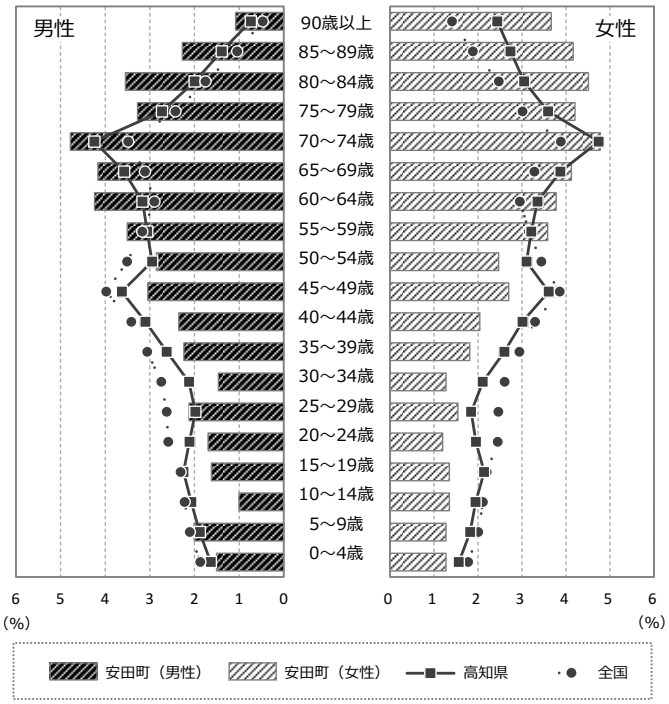

資料：総務省「住民基本台帳」
※令和３年１月１日現在

（３）自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）は、一貫して死亡数が出生数を上回り、少子化により自然減で推移しています。

社会増減（転入数と転出数の差）は、社会増の年もありますが、相対的には転出数が転入数を上回り、社会減の傾向で推移しています。

◆自然増減の推移◆

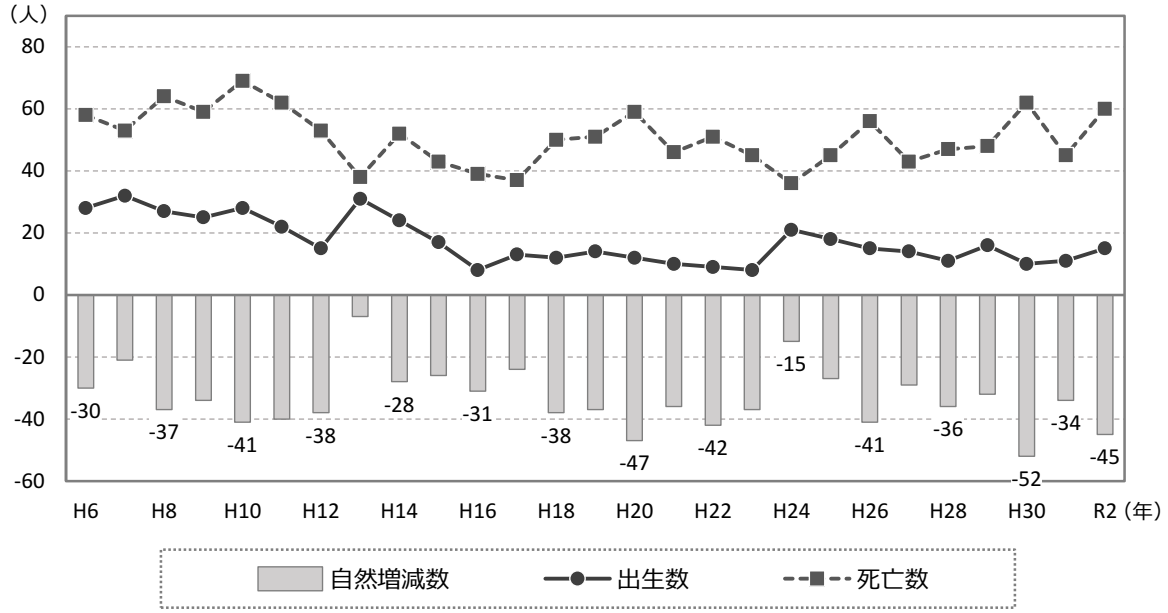

◆社会増減の推移◆

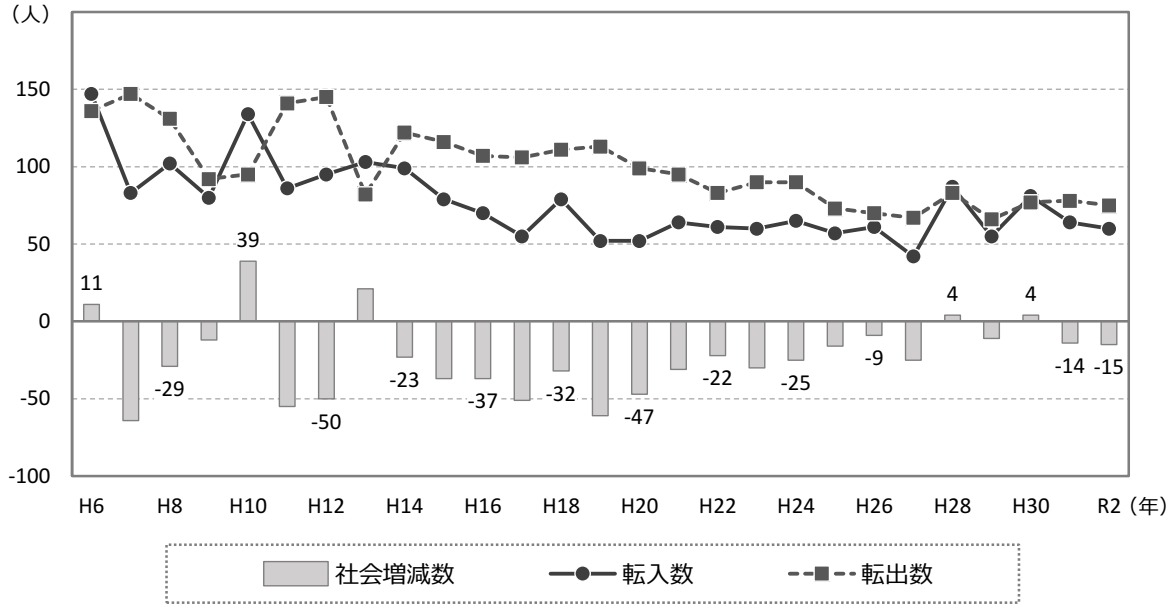

資料：総務省「住民基本台帳」

※H6～H24 は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、H25～は各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

（４）高齢者の状況

高齢者数は近年、減少傾向にあり、それに伴って前期高齢者（65～74 歳）及び後期高齢者（75 歳以上）も令和元年からそれぞれ減少で推移しています。また、高齢者を含む世帯の全体数は減少に転じていますが、ひとり暮らし世帯の割合は増加傾向にあります。

◆高齢者数の推移◆

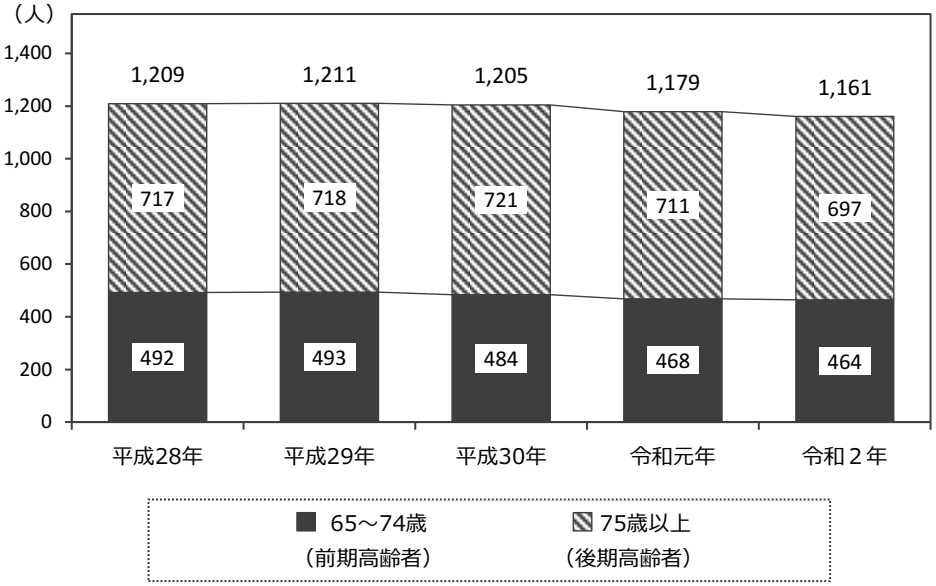

資料：住民基本台帳（各年 10 月１日現在）

◆高齢者を含む世帯数◆

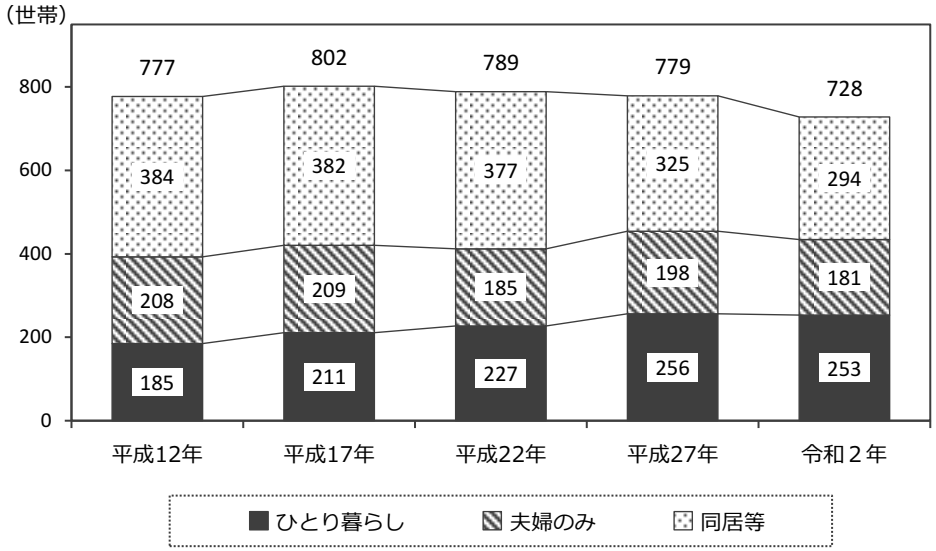

資料：国勢調査

要介護認定者数と認定率の推移をみると、令和元年度に一旦減少しましたが、令和２年度には再び増加に転じました。

◆要支援・要介護認定者数・認定率の推移（中芸広域連合）◆

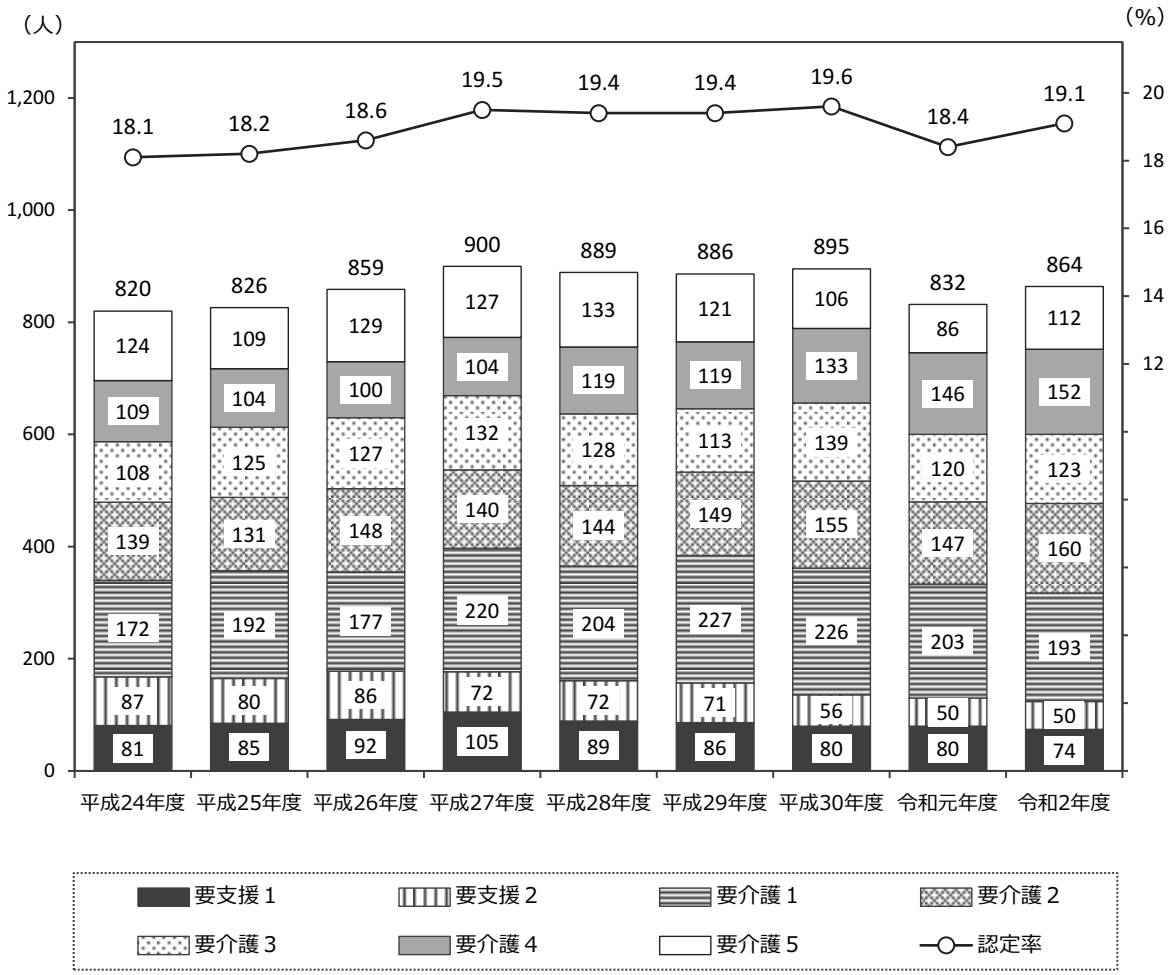

資料：平成 24 年度から平成 30 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
令和元年度から令和２年度：「介護保険事業状況報告（３月月報）」、

（５）障がい者の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも近年は横ばい傾向で推移しています。また、年齢階層別でみると、身体障害者手帳は 65 歳以上、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は 18～64 歳でそれぞれ多くなっています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆

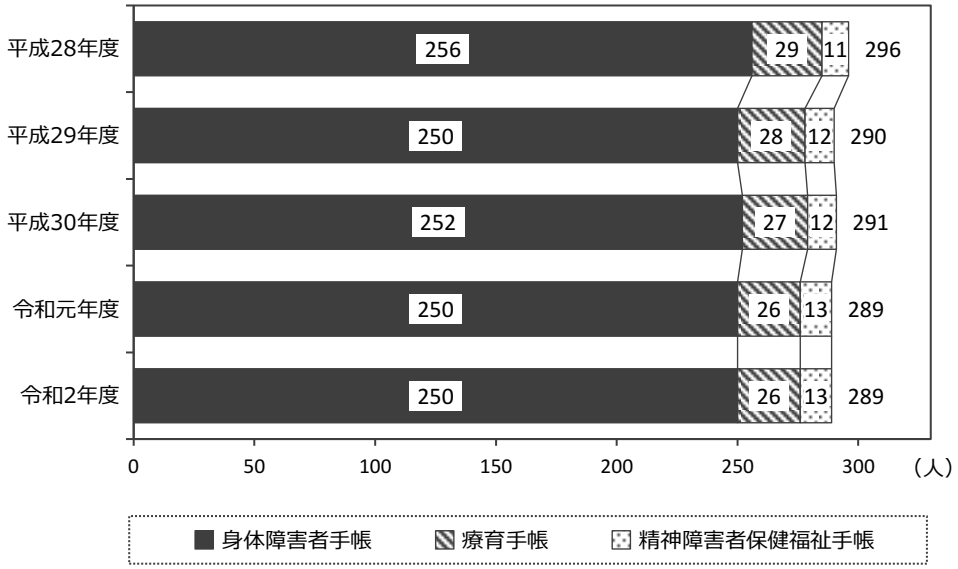

資料：安田町（各年度末現在）

◆身体障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆

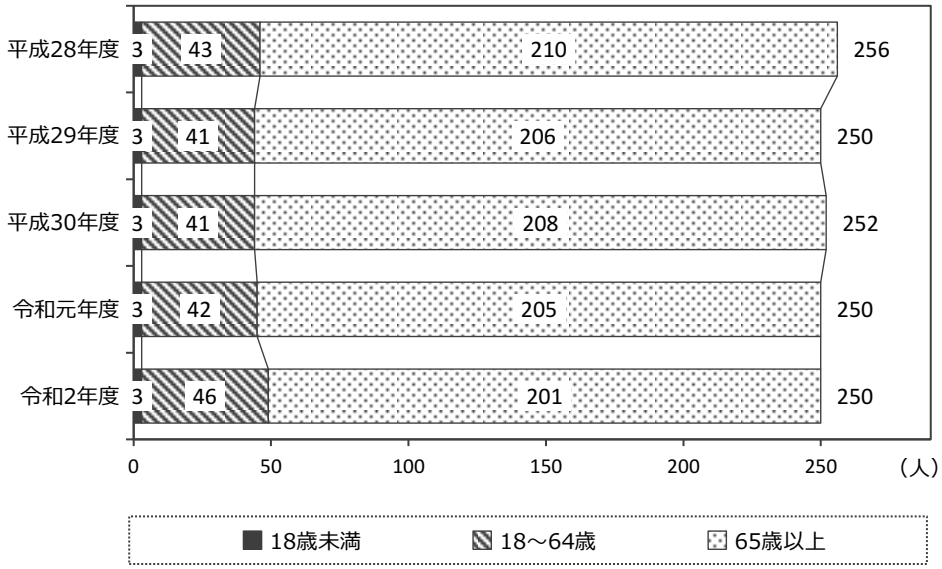

資料：安田町（各年度末現在）

◆療育手帳所持者の年齢階層別内訳◆

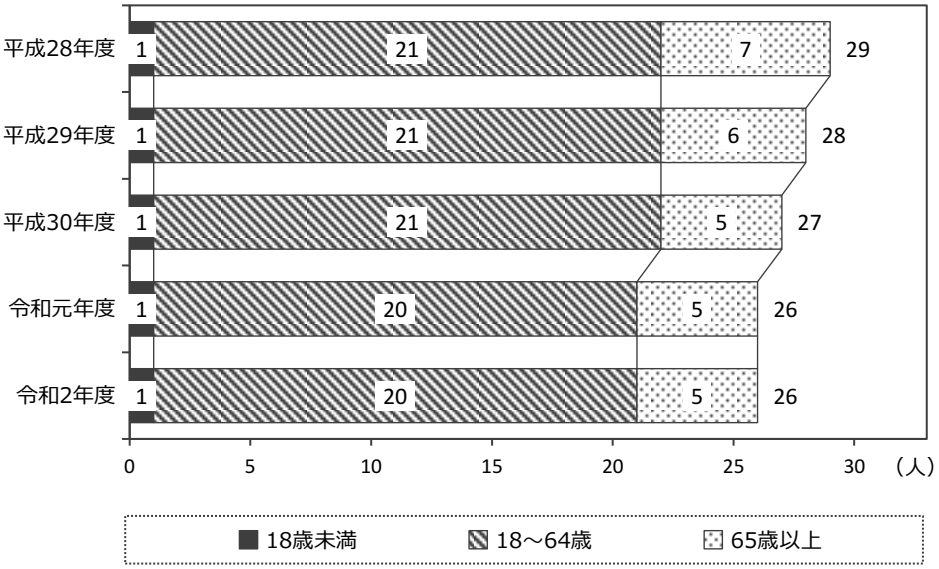

資料：安田町（各年度末現在）

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別内訳◆

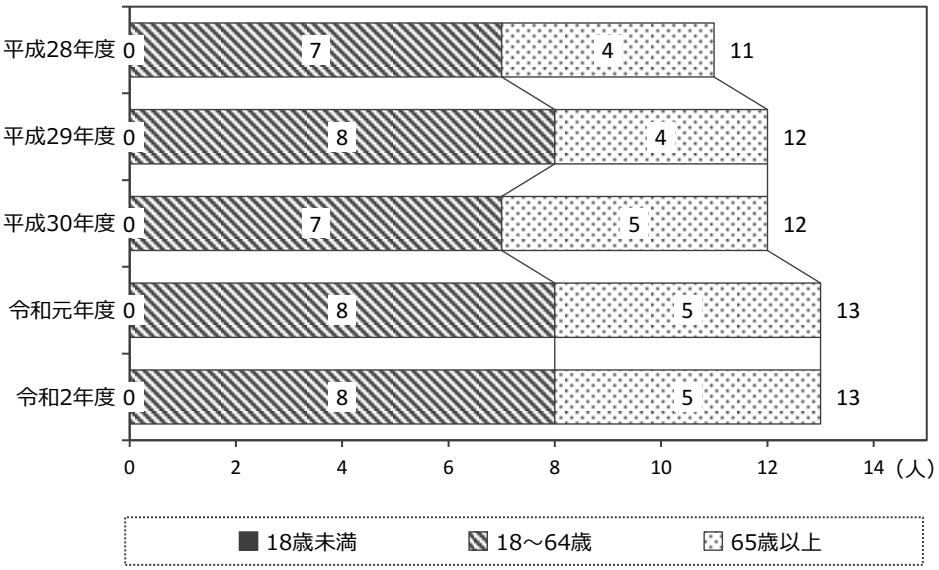

資料：安田町（各年度末現在）

（６）子どもの状況

子どもの人口は全体として横ばいで推移していますが、０～５歳（就学前）の人口は令和元年から減少傾向にあります。また、ひとり親家庭については、平成 17 年以降、減少で推移しています。

◆子どもの人口の推移◆

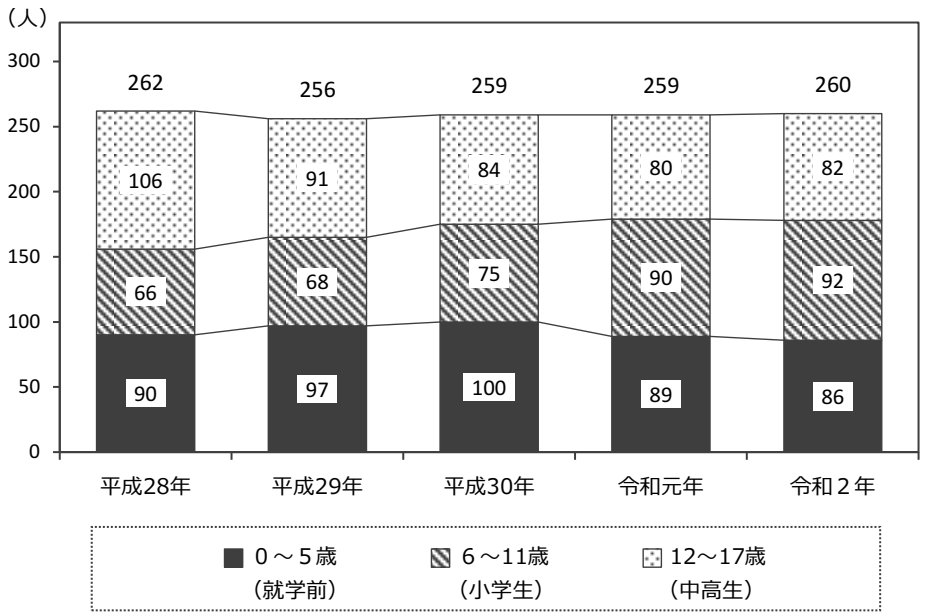

資料：住民基本台帳（各年 10 月１日現在）

◆父子・母子世帯の推移◆

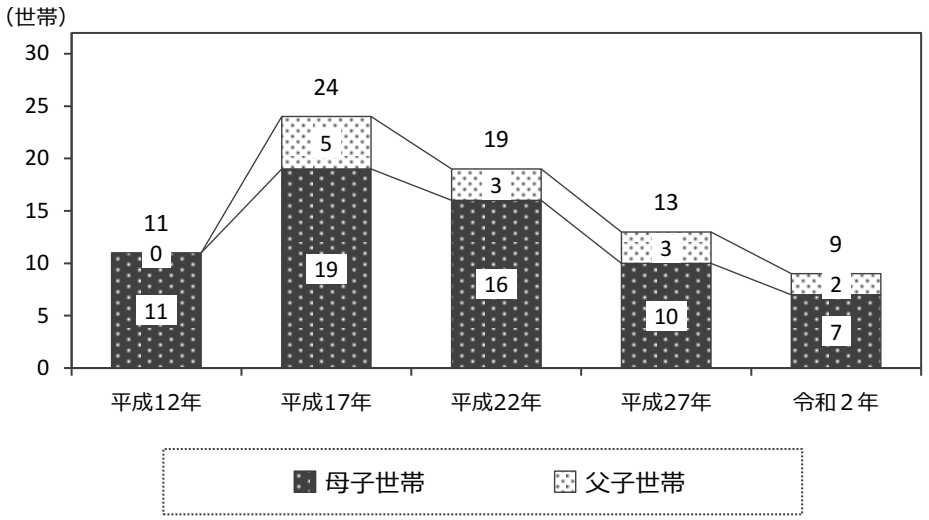

資料：国勢調査

出生率は、概ね国及び県と比較して低い状態で推移しています。また、出生数について、平成 24 年以降は減少傾向にあります。

◆出生数・出生率の推移◆

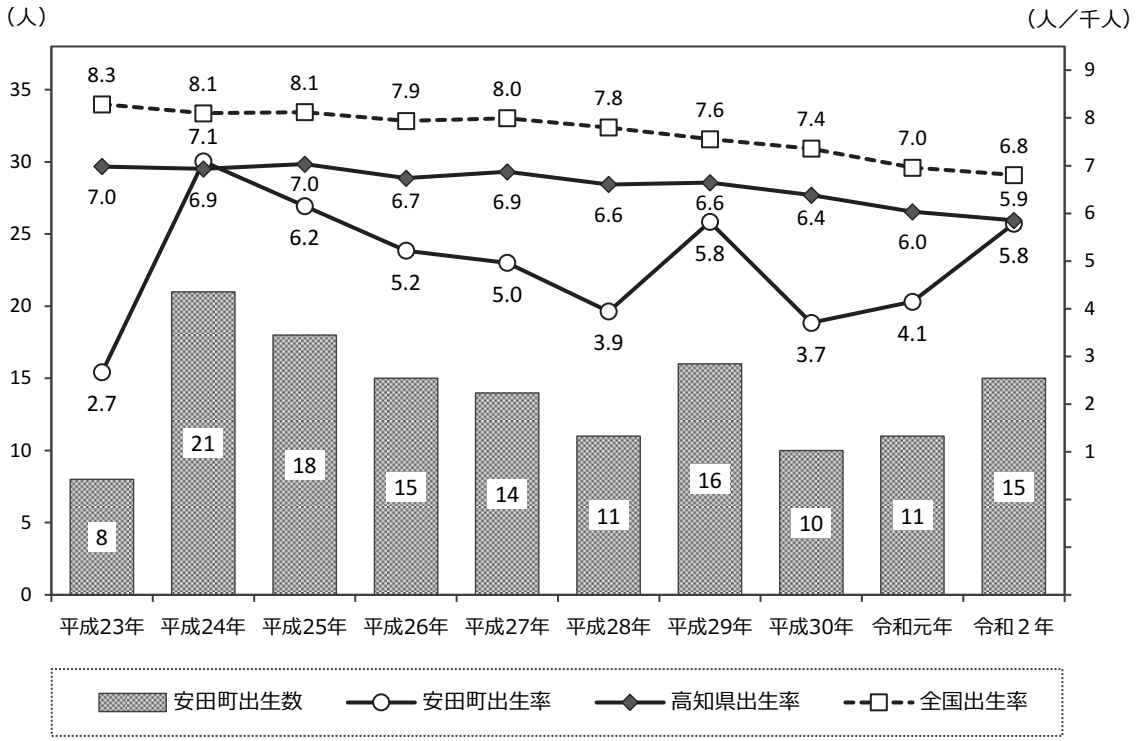

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

（７）生活保護等の状況

生活保護世帯数・被保護者数は年度により多少の増減はあるものの、概ね横ばいで推移しています。

◆生活保護世帯数、被保護者数の推移◆

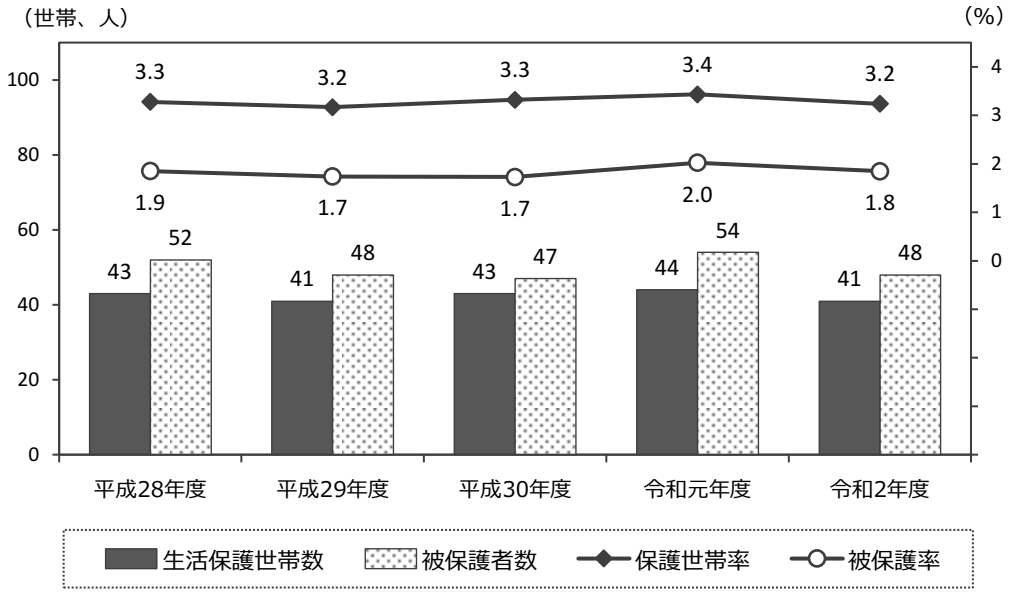

資料：安田町（各年度末現在）

２．アンケートから見る住民意識

(1) 一般住民の意識について

本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

- 調 査 対 象　18 歳以上の住民（令和３年８月１日時点）
- 調査対象者数　1,000 人（無作為抽出）
- 調 査 方 法　郵送による調査票の配布・回収
- 調 査 期 間　令和３年９月３日～９月 21 日
- 調 査 内 容　①あなた自身のことについて
  ②地域とのかかわりについて
  ③福祉について
  ④不安や悩み、相談先について
  ⑤災害への備えや災害時の対応について
  ⑥福祉に関する制度やしくみについて
  ⑦福祉に関する情報や施策全般について

調査対象者数（配布数）	1,000 票
回収数	396 票
回収率	39.6%

■回答者の年齢

「70 歳以上」が 31.7%と最も高く、次いで、「60 歳代」(23.0%)、「50 歳代」(15.7%）の順となっています。

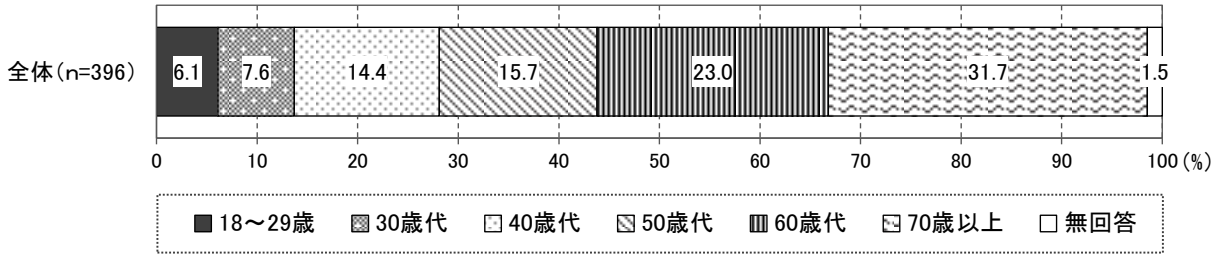

※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

質問内容	ふだん近所や地域の人とどのようなつきあいをしているか

年齢層別で見ると、若年層ほど「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」の割合が低くなっています。

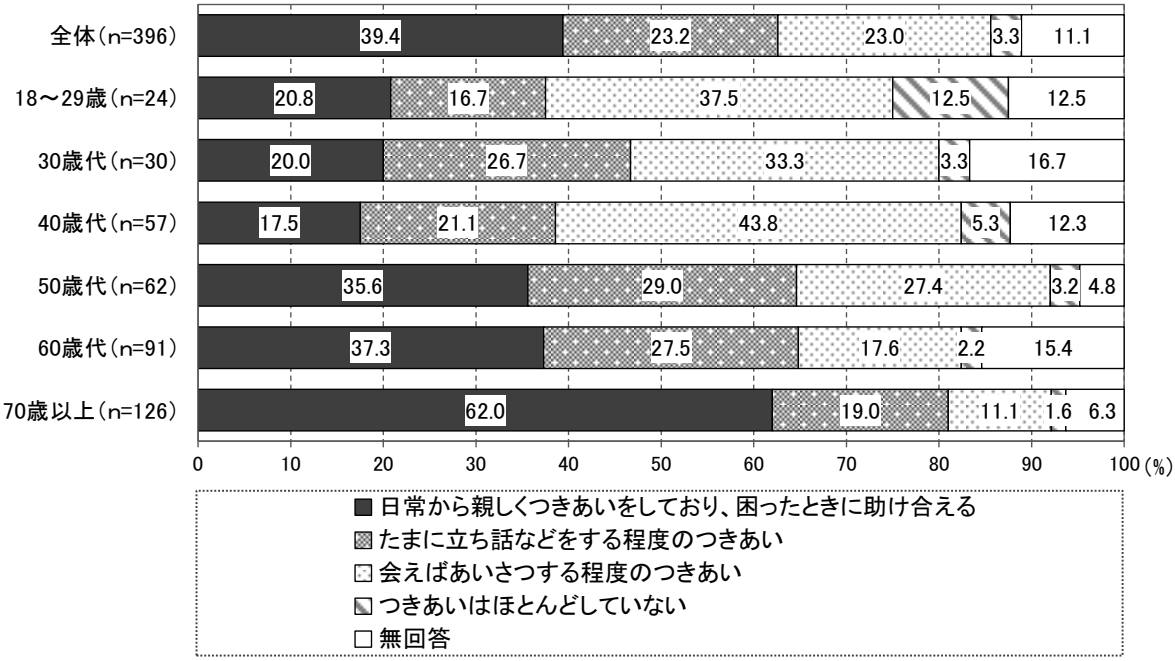

質問内容	地域での助け合いや支え合いの活動を活発にするにはどのようなことが必要と考えるか（複数回答可）　※グラフは上位５番目まで

「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」が 72.7%と最も高く、次いで、「若者や子育て世代が地域に住み、地域活動にも積極的に参加してくれること」(37.9%)、「家庭・学校・職場などで、助け合いや支え合いのこころを育むこと」(37.1%)の順となっています。

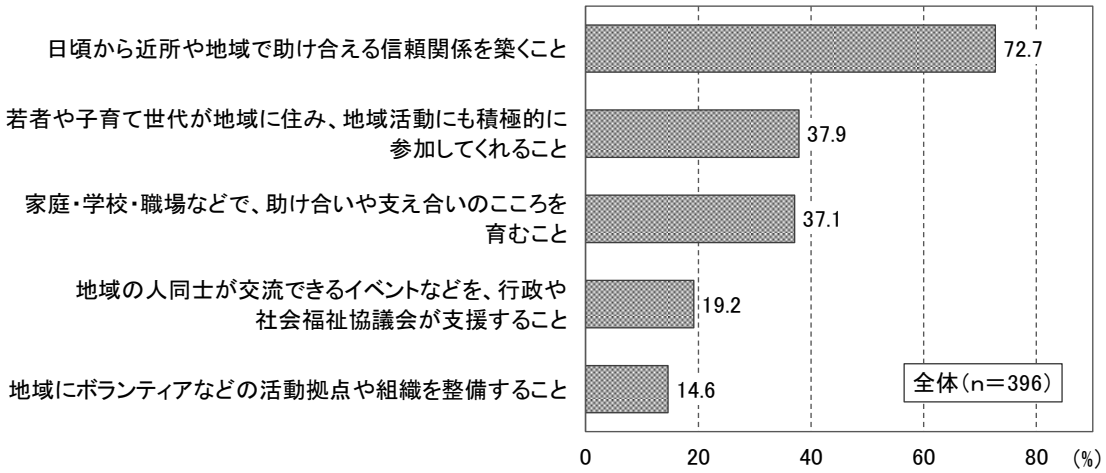

質問内容	近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいことはあるか（複数回答可）　※グラフは上位５番目まで

「独居高齢者宅などへの日常の安否確認や見守り」が 35.1％と最も高く、次いで、「高齢者や一人暮らしの方などの話し相手や相談相手になること」(34.8％)、「高齢者や障がい者宅などのゴミ出しなど」(23.2％）の順となっています。

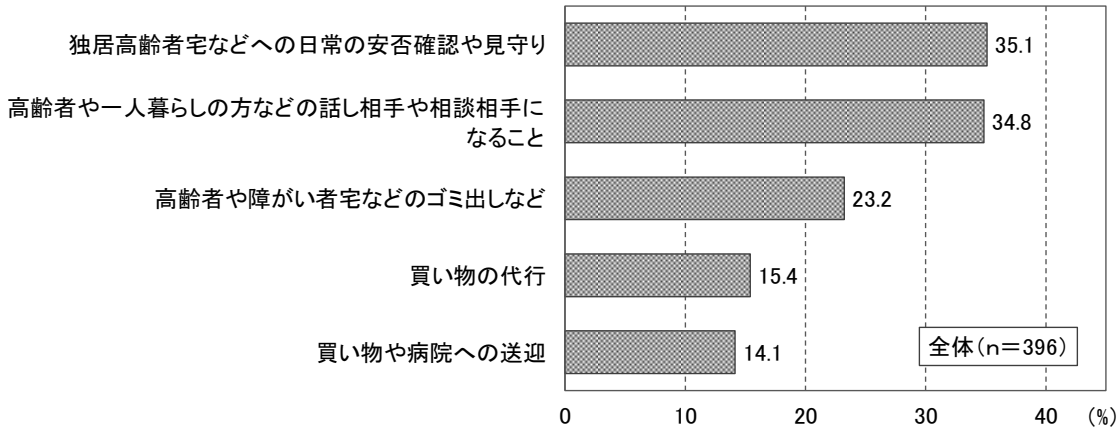

質問内容	自身が不安に思っていることや悩んでいることはあるか（複数回答可） ※グラフは上位５番目まで

「自身や家族の介護のこと」が 24.5％と最も高く、次いで、「身体的なこと（病気や障がいなど)」(17.9％)、「経済的なこと（世帯の収入など)」(16.4％）の順となっています。

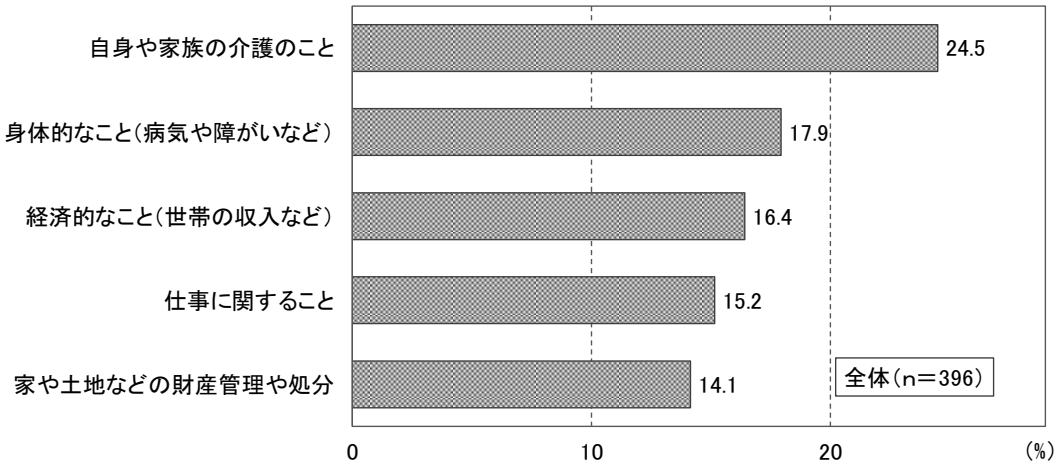

質問内容	居住地域について、どのようなことを不安・心配に思っているか （複数回答可）　※グラフは上位５番目まで

「少子高齢化の進行」が 51.8％と最も高く、次いで、「地域の担い手不足」（32.1％）、「交通・移動手段が不便なこと」（31.1％）の順となっています。

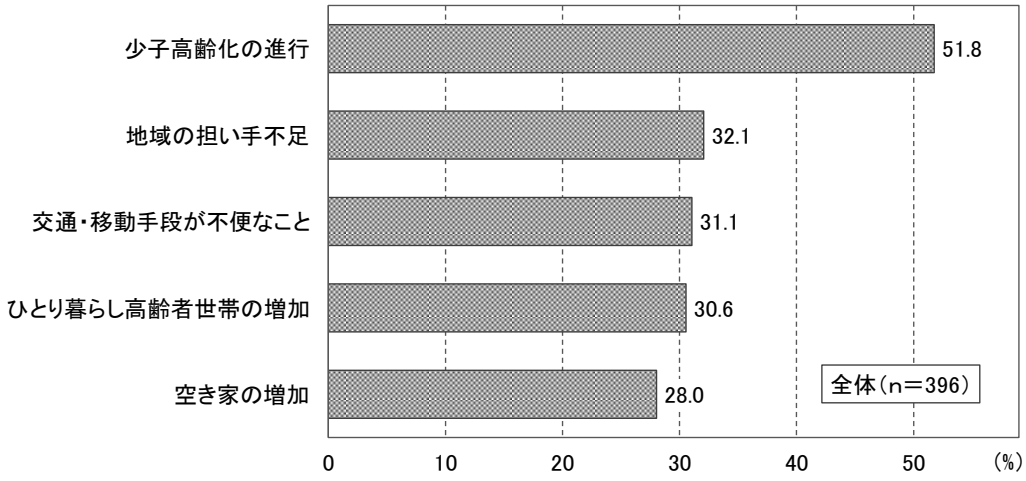

質問内容	自身が災害にあわれたとき、主にだれ（どこ）を頼りにするか（複数回答可） ※グラフは上位５番目まで

「家族・親族」が 82.8％と最も高く、次いで、「近所の人」（33.1％）、「役場」（31.3％）の順となっています。

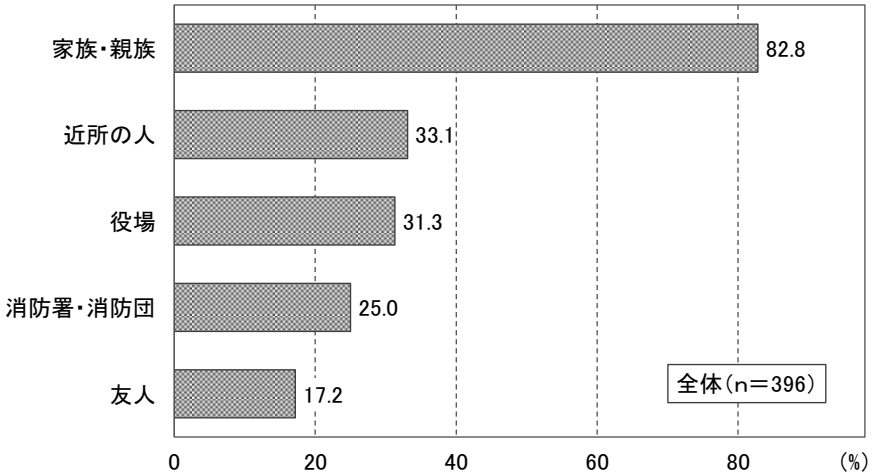

質問内容	「成年後見制度」を知っているか

「制度は知っているが内容を知らない」が34.8%と最も高く、次いで、「制度も内容も知っている」(32.1%)、「制度も内容も知らない」(27.8%)の順となっています。

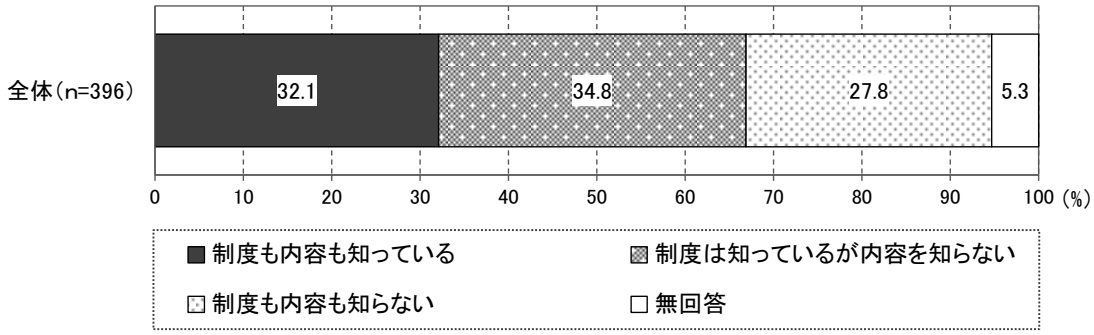

質問内容	福祉に関する情報をどこから入手しているか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

「行政の窓口や広報紙・お知らせ」が54.5%と最も高く、次いで、「新聞、テレビ、ラジオ」(42.7%)、「インターネット」(15.9%)の順となっています。

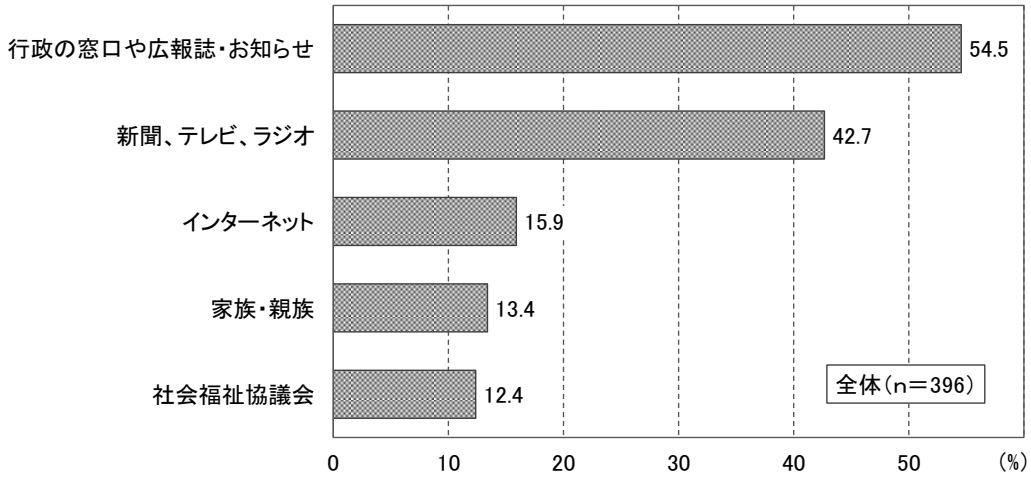

質問内容	福祉についてどのような情報を知りたいか（複数回答可） ※グラフは上位５番目まで

「福祉や健康全般について」が 32.8％と最も高く、次いで、「高齢者や障がいのある人についての支援や福祉サービス」（27.8％）、「介護保険制度について」（27.5％）の順となっています。

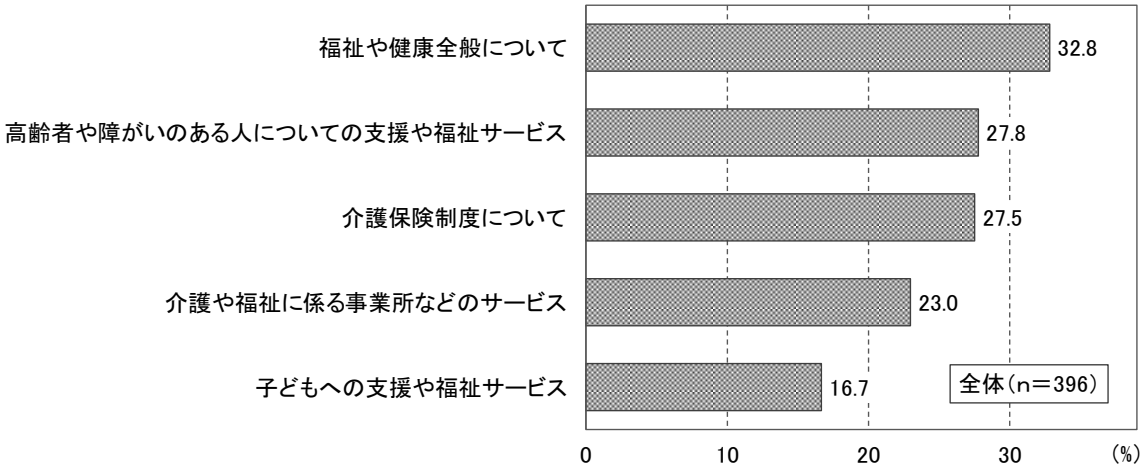

質問内容	行政や社協に対して特にどのような施策や取り組みを行ってほしいか（複数回答可）　※グラフは上位５番目まで

「在宅福祉サービスの充実」が 36.6％と最も高く、次いで、「手当や助成など、住民に対する経済的支援の充実」（31.1％）、「日常の交通や移動手段の確保」（30.1％）の順となっています。

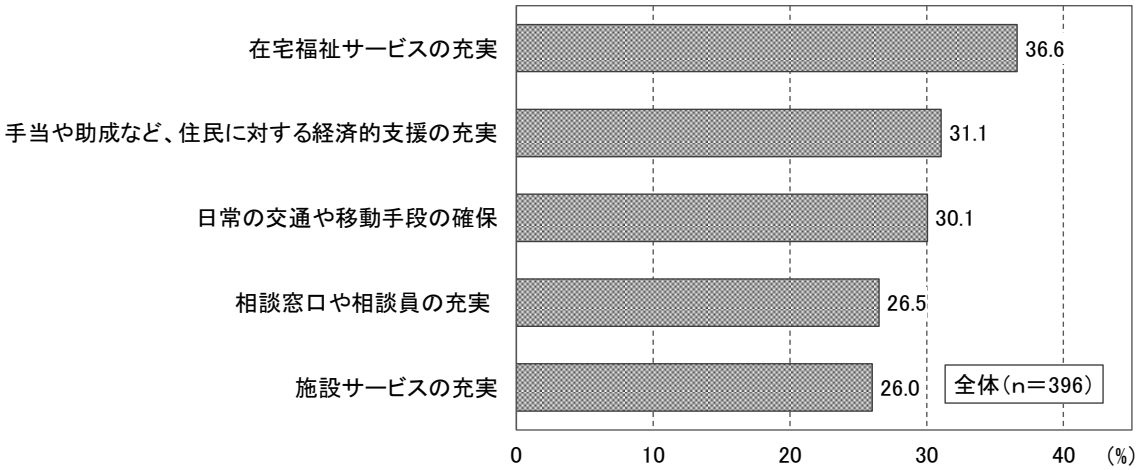

(2) 関係団体調査について

常日頃からまちづくりや高齢者、障がい者、子ども・子育て等に対する様々な活動をされている諸団体に対して、福祉に関する考えや意見をうかがいました。

- 調 査 時 期　　令和３年 10 月
- 調 査 内 容　　①相談体制について
②地域コミュニティへの支援について
③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について
④分野を横断する共通の取り組みについて

関係団体から寄せられた意見を基に、次のように結果をとりまとめました。

①相談体制について

●現在の相談支援体制に不満や不足がないという意見が多く寄せられましたが、独居世帯や高齢者世帯の増加により世帯や個人の悩みや困り事が見えづらい状況になりつつあるため、相談しやすい環境づくりと相談窓口の周知を行う必要があります。

②地域コミュニティへの支援について

●地域コミュニティにおいて、少子高齢化・過疎化の進行により、人と人をつなぐ人材やイベント・集いの減少が見られるため、地域住民がそれぞれの立場で地域活動に参加できる機会やきっかけづくりが必要です。

③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について

●集会所等の居場所はあるという意見が寄せられる一方で、地域住民の出会いや交流を促進するイベントや出会いの場が少ないという意見も目立つため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が出会い参加できる交流の場づくりが必要です。

④分野を横断する共通の取り組みについて

●第一に、居場所や地域拠点の整備が挙げられており、各地域において世代や身体の状況を問わずに交流できる居場所や、気の合う仲間が様々な目的をもって活動できる拠点整備を推進する必要があります。また、次に、福祉関係施設・団体の連携事業の実施を求める意見が多くなっていることから、福祉関係施設・団体同士の定期的な情報交換・共有の場づくりと、地域課題を解決する連携した取り組みの検討が求められます。

３．本計画における課題

町の現状や各種調査等から、次の通り、本計画で取り組んでいく課題を整理します。

■住民意識調査より

○助け合い支え合う心の醸成
○独居高齢者や要配慮者への見守りや相談支援体制の強化
○地域福祉活動を支える人材の育成
○災害時における地域での支援体制づくり
○成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進
○地域福祉に対する理解の促進と情報提供

■関係団体調査より

○相談しやすい包括的な相談支援体制の構築
○地域活動に参加できる機会やきっかけづくり
○世代や身体の状況を問わない交流や活動の場の充実
○福祉関係施設・団体や行政・社協等との情報交換・共有の場づくり

■その他、取り組むべき課題

○それぞれの立場や身になって物事を考えられる福祉教育の推進
○あらゆる人への虐待や暴力の防止と早期発見・早期対応できる体制づくり
○高齢者、障がい者、子ども・子育てに関する支援の充実
○日常の移動手段や公共交通の確保
○あらゆる感染症への対策
○行政における全庁的・分野横断的な支援体制づくり
○行政と社協の連携強化

第３章　計画の理念と体系

１．基本理念

助け合い・支え合う、共生（ともい）きの地域づくり

前計画においては、基本理念として「つなぐ、支え合う、安心の地域づくり」を掲げており、この理念に基づき、様々な施策を推進してきました。

一方、新たな総合振興計画（2020～2029）では、「共に生き　未来につなぐ　安田町　～みんなで創る　共生空間～」を掲げ、町の総合的な施策を推進しており、「共生」をキーワードとしています。

本計画では、新たな基本理念として「助け合い・支え合う、共生きの地域づくり」を掲げて、地域福祉に関する様々な施策を推進することとします。これは、地域福祉の基本的な考え方である「助け合い・支え合い」をキーワードとすることに加え、総合振興計画のキーワードである「共生（きょうせい）」を「共生き（ともいき）」と読み替えることで、住民が地域で共に生き、持続可能な地域の創造につなげることを意味しています。

地域住民や関係団体等との協働により、本計画の様々な施策が着実に実行されることで、少子高齢化や過疎化が進む状況にあっても、福祉が充実した心豊かで住み良い地域づくりを進めます。

２．基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の４つの基本目標を設定します。

基本目標１　地域福祉を支える人づくり

○すべての住民が関わるなかで地域の福祉課題が解決できるよう、広報・啓発や福祉教育等により、福祉の心を醸成する取り組みを進めます。
○住民へのボランティア意識の高揚とボランティア活動に関する環境づくりを進めます。

基本目標２　地域で支え合うつながりづくり

○あったかふれあいセンター事業や安心生活創造事業により、住民同士の交流・親睦を図るとともに、住民の悩みや困り事を発見・把握し、課題解決につなげます。
○すべての住民や世帯が、地域においてそれぞれ自立した生活が営めるよう、生涯にわたる健康づくりや制度等を活用した経済的支援等に取り組みます。

基本目標３　福祉サービスを利用しやすい環境づくり

○相談窓口の周知と支援体制の強化を図るとともに、地域共生社会の理念に基づいた包括的な相談支援体制をめざす取り組みを推進します。
○地域包括ケアシステムの推進と共生社会の実現のため更なる基盤整備に取り組みます。

基本目標４　誰もが安心して暮らせるまちづくり

○地域における日常の見守りに加えて災害時の体制づくりを進めるとともに、社協を中核機関とする災害ボランティアの受け入れ体制づくりに努めます。
○様々な感染症に対する情報提供を行うとともに、地域における感染症予防対策を実践できるよう、広報・啓発に努めます。
○日常からのあいさつ・声かけをはじめ、地域における防犯活動や見守り、美化活動等により、地域で生涯にわたり暮らすことができる環境の充実に努めます。

○公共施設・歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、日常の移動手段の確保等に努めます。

○成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業等により、住民の権利擁護を推進します。

○再犯防止の取り組みを進めることにより、犯罪や非行をした者等への社会復帰と自立に向けた支援を行います。

3．施策体系

基本理念

助け合い・支え合う、共生（ともい）きの地域づくり

基本目標	基本施策
1 地域福祉を支える人づくり	1-1 福祉のこころの醸成 1-2 福祉を支える担い手の育成
2 地域で支え合うつながりづくり	2-1 地域における連携と交流の促進 2-2 自立支援と社会参加の促進
3 福祉サービスを利用しやすい環境づくり	3-1 相談支援体制の充実 3-2 福祉サービスの充実
4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	4-1 地域の防災体制と感染症対策の推進 4-2 安全・安心な地域づくり 4-3 人にやさしい生活環境づくり 4-4 人権尊重の取り組みの推進 4-5 権利擁護の推進 4-6 再犯防止の取り組みの推進

第４章　施策の展開

基本目標１　地域福祉を支える人づくり

１－１　福祉のこころの醸成

子どもから高齢者まで、すべての住民が地域の一員であるという自覚を持ち、互いに協力して地域の福祉課題が解決できるよう、広報・啓発や福祉教育等により、福祉の心を醸成する取り組みを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・福祉に関心を持って積極的に学ぶとともに、地域の中で自分にできることはないかを考えましょう。 ・広報紙やホームページ等により、町や中芸広域連合等が提供している様々な保健福祉サービスの情報を入手しましょう。
住民組織 関係団体等	・社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベント等を開催し、住民同士の交流機会の充実を図ります。 ・支援が必要な人への配慮等、福祉意識を取り入れた地域活動や行事・イベントの開催に努めます。 ・ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。
社会福祉協議会	・自主的な地域福祉活動の輪が広がり、福祉に関する意識が高まるよう、広報紙の充実や訪問活動等による広報・啓発に努めます。 ・児童生徒に対して学校や地域の協力を得ながら福祉教育の推進を図るとともに、より良い学習内容を検討して内容の充実を図ります。
町	・広報紙、パンフレット、ホームページ等、多様な媒体を活用し、福祉に関する情報提供の充実に努めます。 ・利用者の立場に立った情報提供に努めるとともに、すべての住民が必要な情報を得られるよう配慮します。 ・小中学校や生涯学習の場等を活用し、福祉教育を推進します。

１－２　福祉を支える担い手の育成

住民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、社協を中心として、幅広い年齢層がボランティアに関われるよう様々な事業や支援を行うとともに、住民の多彩な才能をボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・一人ひとりが地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。 ・町や中芸広域連合等が開催する福祉講座等へ積極的に参加しましょう。
住民組織 関係団体等	・ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。 ・福祉等サービス事業者は、地域や各種団体が行うイベントで、できるだけ施設や設備等を開放します。
社会福祉協議会	・ボランティア養成講座や災害時を想定した研修会等の開催により、ボランティアの意義を普及し、ボランティア登録を促進します。 ・ボランティアセンターの設置等の体制づくりを進め、円滑なボランティア活動を支援します。 ・ボランティア活動に必要な備品提供をはじめ、活動の全般的な支援を行います。
町	・ボランティア活動について、広報紙やホームページ等で情報発信します。 ・社協と連携して、ボランティア活動に関する情報提供や活動支援を行います。

基本目標２　地域で支え合うつながりづくり

２－１　地域における連携と交流の促進

社協を中心として取り組むあったかふれあいセンター事業により、町内 14 か所に「あったかふれあいセンターサテライト」を展開し、住民同士の交流・親睦を深められる様々な事業を実施します。

また、社協を中心として取り組む安心生活創造事業により、住民の複雑化・複層化する悩みや困り事を発見・把握し、課題解決に向けた取り組みにつなげます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・あったかふれあいセンターの活動に参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行いましょう。 ・ひとり暮らしの方や閉じこもりがちな方等にも参加してもらえるよう、声かけや配慮を行いましょう。 ・地域活動や福祉に関するイベント等について、積極的に参加しましょう。
住民組織 関係団体等	・地域福祉活動や民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。 ・地域活動や行事・イベントについて、内容や開催日等に関して多くの人が参加しやすい環境をつくります。 ・住民同士で助け合いながら解決できる仕組みや、身近な地域で福祉課題を話し合う機会をつくります。
社会福祉協議会	・高齢者・障がいのある人を対象としたサロンの開催や介護予防、相談支援、放課後の子どもの居場所づくり事業等、あったかふれあいセンターの活動を周知し、住民の相互理解を深める機会を提供します。 ・民生委員・児童委員との定期的な情報交換や、地域ケア会議（ネットワーク会）等における情報共有等により、町と連携して、地域で課題を抱えている人や支援を必要とする人の把握に努めます。 ・老人クラブ、障がい者の当事者団体、子育て家庭等と連携を図り、福祉課題の解決やニーズの把握に向けた取り組みを進めます。

町	・社協を中心として運営する、あったかふれあいセンター事業について支援するとともに、保健センターにおけるカフェの開催や放課後子ども居場所づくりを実施する等、あらゆる住民に対する交流活動を促進します。 ・民生委員・児童委員との定期的な情報交換や、地域ケア会議・ネットワーク会等における情報共有等により、社協と連携して、地域で課題を抱えている人や支援を必要とする人の把握に努めます。 ・日赤奉仕団の行う募金活動、町食生活改善推進協議会のイベント活動、健康ふれあいまつり等の福祉に関係する活動への支援を行います。 ・自治会、老人クラブ、子ども会等への加入を促し、地域組織の活性化への支援に取り組みます。

２－２　自立支援と社会参加の促進

高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等をはじめすべての住民や世帯が、地域においてそれぞれ自立した生活が営めるよう、生涯にわたる健康づくりや制度等を活用した経済的支援等に取り組みます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・生涯にわたり健康で自分らしい人生を過ごすため、自立した生活が続けられるように心がけましょう。
住民組織 関係団体等	・日常の見守り活動等を通して、支援が必要な人の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。
社会福祉協議会	・独居で移動手段がない方には買い物支援、服薬できない方には定期的な服薬確認、自宅で入浴ができない人には入浴支援等、公的な制度やサービス外での支援の充実に努めます。 ・生活福祉資金貸付制度による経済的支援を行います。
町	・高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、介護予防支援に努めるとともに、支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。 ・就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等について、様々な制度や事業を活用して自立に向けた就労支援や経済的支援を行います。 ・生活困窮者自立支援制度を利用するなかにおいて、既存の制度や支援では対応できない人等も含め、対象者を制限しない包括的な相談により、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。

基本目標３　福祉サービスを利用しやすい環境づくり

３－１　相談支援体制の充実

本町では、日頃からの見守りや戸別訪問、あったかふれあいセンター事業等を通して、地域住民からの相談支援体制を構築して関係機関で個別ケースや地域課題等の共有・連携を行っています。引き続き、地域住民が悩みや困り事を安心して相談できる窓口の周知と支援体制の強化を図ります。

また、地域共生社会の理念に基づき、多様な相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制をめざす取り組みを推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・悩みや困り事があるときは一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員、家族・親せきをはじめ、地域組織、行政や社協等へ相談するようにしましょう。
住民組織 関係団体等	・組織や団体の活動において、互いの悩みや困り事を把握するとともに、深刻な悩みや困り事の場合は、町や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにします。
社会福祉協議会	・あったかふれあいセンターにおける集いや、各地区での戸別訪問等により、住民からの悩みや困り事をうかがい、適切な支援につなげます。 ・日常的な相談を随時受け付けるとともに、心配ごと相談（偶数月）や法律相談（年１回）を実施し、生活上の様々な不安を取り除きます。 ・相談に適切に対応できるよう相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。
町	・民生委員・児童委員、社協、保健師等による地域での相談体制に加えて、地域組織での諸活動や近所付き合いにおいて、互いの悩みや困り事を相談することにより、地域での助け合い・支え合いを進めるとともに、必要に応じて行政や専門機関等につなげます。 ・町の福祉担当窓口や子育て世代包括支援センター、社協、中芸広域連合の地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、県の相談機関等との連携を深め、情報や課題を共有し適切な支援へとつなげます。

３－２　福祉サービスの充実

本町における高齢者、障がい者へのサービスについては、中芸広域連合における「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を基に、適切な量と質を確保するように努めており、引き続き、地域包括ケアシステムの推進と共生社会の実現のため更なる基盤整備に取り組みます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・福祉サービス利用者（受け手）と提供者（支え手）との関係だけでなく、住民それぞれができる役割等を考え、誰もが地域の一員として主体的に活動でき、互いに補い合えるという意識を持ちましょう。 ・高齢者や障がい者等の立場について、自分もそのような立場になる可能性があることを自覚し、我が事としてみんなで支え合う意識を持ちましょう
住民組織 関係団体等	・身近に支援を必要とする人がいたら、民生委員・児童委員や町の相談窓口等へつなぎ、サービスの利用を促します。
社会福祉協議会	・すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健福祉分野における必要なサービスの利用につなげます。
町	・地域包括ケアシステムの推進のため、NPO 法人や介護事業所、関係機関と協働していきます。また、町、福祉事業者、地域包括支援センター、社協、保健師、看護師、安芸福祉保健所等が参画する地域ケア会議（ネットワーク会）を定期的に開催し、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援、福祉サービスについて検討します。 ・民生委員・児童委員や社協と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。 ・機関相談支援センターの設置により、住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、適切に利用できるように努めます。 ・介護予防・重度化防止に資する取り組みや在宅医療・介護連携を推進するとともに、介護保険サービスの量と質の確保に努めます。 ・障がいの程度や状態、ライフステージ等に応じた適切な支援を充実するため、障がい福祉サービス等の量と質の確保に努めます。

基本目標４　誰もが安心して暮らせるまちづくり

４－１　地域の防災体制と感染症対策の推進

地域での助け合い・支え合いにより日頃から高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児等のうち特に配慮を要する方（要配慮者）を見守るとともに、災害時には要配慮者の安否確認や支援を行う体制づくりを進めます。また、在宅介護や障がいの状況等により配慮が必要な人のための福祉避難所の確保や、社協を中核機関とする災害ボランティアの受け入れ体制づくりに努めます。

さらに、新型コロナウイルスをはじめ、様々な感染症に対して必要な情報提供を行うとともに、日常生活や地域福祉活動において感染症予防対策を実践できるよう、広報・啓発に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・常日頃からハザードマップの確認や避難経路を確認するとともに、緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきましょう。 ・防災学習や防災訓練等に積極的に参加しましょう。 ・災害時における要支援者への理解を深め、協力しましょう。 ・地域の防災訓練や防災について学ぶ機会への参加や、自主防災組織の活動に協力しましょう。
住民組織 関係団体等	・災害時において、集会所を中心とした地域活動に備え、防災倉庫の備蓄品や資機材等の整備を行います。 ・日常の見守り活動等を通して、要配慮者の状況を把握します。 ・避難訓練や防災について学ぶ機会の充実を図るとともに、避難行動要支援者を含めた防災マップを作成します。 ・災害時には地域の災害時活動マニュアル等により各地区で迅速に行動します。 ・避難所運営マニュアル等に基づく、避難所運営訓練を実施します。 ・福祉等サービス提供事業者は、施設や設備を活用した地域への支援や災害時の緊急避難体制の確保に協力します。 ・感染症の拡大防止と感染予防に努めます。
社会福祉協議会	・災害時のボランティアの受け入れやコーディネート等をスムーズに行えるよう、災害ボランティアセンターを立ち上げる準備を進めます。

町	・防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙やパンフレットを活用した住民への啓発、情報提供の充実を図ります。 ・防災倉庫への備蓄品整備等、地域での活動を支援します。 ・災害時の活動や地域での助け合いについて、避難所での避難所運営マニュアル・災害時活動マニュアルをもとに、いざという時に活用できるよう継続して支援します。 ・避難行動要支援者も参加した地域防災訓練を実施し、災害発生時の災害応急活動の問題点の把握と、減災につながる応急活動に努めます。 ・要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）を整備します。 ・バリアフリー機能を備えた施設を福祉避難所として開設できるように指定（令和３年度時点で３施設）しており、一般の避難所では対応が困難な高齢者や、何らかの特別な配慮を要する在宅の人を対象として災害時に運営します。

４－２　安全・安心な地域づくり

日常からのあいさつ・声かけをはじめ、地域における防犯活動や子どもへの見守り活動、豊かな自然や景観を保全する取り組み等により、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で生涯にわたり暮らすことができる環境の充実に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行いましょう。 ・子どもの安全・安心のため、住民が主体的に見守り活動を行いましょう。 ・交通安全や防犯に関する意識を高めましょう。 ・地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
住民組織 関係団体等	・交通安全や見守り、防犯、美化活動について、住民とともに積極的に取り組みます。
社会福祉協議会	・常日頃からの見守りや声かけを促進し、地域における犯罪抑止に努めます。
町	・小中学校における「あいさつ」や「声かけ」運動を推進します。 ・住民の防犯意識や交通安全意識を高めるため、広報紙やチラシ等での啓発に取り組みます。 ・警察や関係団体と連携の基に、地域での防犯活動に取り組みます。 ・交通安全教育の実施等、交通事故を抑止する取り組みを進めます。 ・交通安全のため、交差点改良や歩きやすい歩道の整備等に努めます。 ・不法投棄やポイ捨て防止の啓発、町内一斉清掃への参加促進等により、地域の美化とマナーの向上につながるよう支援します。

４－３　人にやさしい生活環境づくり

公共施設・歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、日常の移動手段の確保等により、それぞれの地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・家族の誰もが安全・安心に暮らせるよう、バリアフリー等、必要に応じた住宅改修に努めましょう。 ・運行維持のため、公共交通を積極的に利用しましょう。
住民組織 関係団体等	・日常の移動手段や買い物支援について、助け合い・支え合いの活動により、できることを検討して実施します。
社会福祉協議会	・移動に支援を必要としている人や配慮を必要とする人等の状況の把握に努めます。
町	・公共施設や歩道等の新設や改修の際には、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。 ・安田町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通の空白地域の解消を図ります。

４－４　人権尊重の取り組みの推進

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。あらゆる人や立場を大切にする福祉のまちづくりを推進するため、様々な面において人権に関する取り組みを進めます。

また、あらゆる暴力や虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・人権に関する学びの機会に積極的に参加し、人権に関する理解を深め、お互いを尊重する心を育みましょう。 ・日常生活において周囲の虐待や暴力を気にかけるようにし、虐待や暴力の疑いのある場合は行政等の担当窓口や警察等の専門機関に相談しましょう。
住民組織 関係団体等	・地域における人権の学びの場や機会を持つようにします。 ・虐待や暴力に関する教育を行い、虐待や暴力の防止に努めます。
社会福祉協議会	・広報紙やホームページ等で人権に関する情報を発信します。 ・虐待や暴力の実態把握に努め、必要に応じて様々な支援につなげます。
町	・広報紙やホームページ等で人権に関する情報を発信します。 ・学校や地域における人権の学びの機会を提供・支援します。 ・民生委員・児童委員や地域住民と関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関わる要援護者の早期発見体制を強化します。 ・早期の問題解決を図るため、民生委員・児童委員や教育機関、児童相談所、女性相談支援センター、医療機関、福祉施設、警察等の関係機関との連携を強化します。

４－５　権利擁護の推進

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方が自らの財産や権利を守れるよう、成年後見制度の利用促進や、社協が取り組む日常生活自立支援事業等により、住民の権利擁護を推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・いずれ自分や家族も利用するかもしれないという心構えを持ち、成年後見制度や日常生活自立支援事業等について理解を深めましょう。
住民組織 関係団体等	・組織や団体内において、成年後見制度や日常生活自立支援事業等について理解を深めます。
社会福祉協議会	・認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を過ごすため、日常生活自立支援事業により支援します。
町	・成年後見制度利用促進に向けて、制度に関する広報・周知に努めます。 ・身寄りのない方の成年後見人等の申請補助や、申し立ての費用・成年後見人等の報酬助成を行います。 ・成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築について検討します。

４－６　再犯防止の取り組みの推進

犯罪や非行をした者等は、地域での生活や就労等による生きづらさから立ち直りに困難を抱える者が少なくないため、社会復帰後、行政や更生保護活動等による様々な支援や温かな見守りが必要です。犯罪や非行をした者等の生活や就労環境の改善等、再犯防止の取り組みを進めることにより、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切ることにつなげます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民	・犯罪や非行をした者やその家族等に対して温かく見守り、それぞれの立場でできる支援をしましょう。
住民組織 関係団体等	・組織や団体内において、再犯防止の取り組みへの理解を促進します。
社会福祉協議会	・更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や行政等と連携して、犯罪や非行をした者やその家族等に対する支援に努めます。
町	・再犯防止の取り組みには住民の理解と協力が不可欠であることから、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（７月）」等において広報・啓発に取り組みます。 ・刑事司法関係機関（高知保護観察所、法務省年支援センターこうち、コレワーク四国等）、更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携して、犯罪や非行をした者やその家族等に対する支援に努めます。

第５章　計画の推進に向けて

１．計画の推進

計画の施策を推進するためには、地域住民、地域組織、関係団体、福祉サービス事業者等と社協・町が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、特に社協と町について次の点に留意して取り組みを進めます。

■社協の役割

地域福祉の中核を担う社協は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社協は地域住民、地域組織、関係団体、福祉サービス事業者をはじめ、町や関係機関と連携するなかで、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

■町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域住民、地域組織、関係団体、福祉サービス事業者をはじめ、社協や関係機関と連携するなかで、相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に対応した施策を推進します。

２．計画の評価

本計画の推進にあたっては、町と社協が主体となって、地域住民、地域組織、関係団体、福祉サービス事業者をはじめ、関係機関等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を庁内会議等により定期的に行うことでPDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

安田町　第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画

発　　行／令和４年３月
発　行　者／高知県　安田町
問 合 せ 先／安田町　町民生活課
〒781-6421
高知県安芸郡安田町大字安田1850番地
ＴＥＬ（０８８７）３８－６７１２
ＦＡＸ（０８８７）３８－６７８０